

大学分科会質保証システム部会（第 1 回）の主な意見の概要

1. 検討の視点

- 本部会では、質保証のシステム、つまり制度を考えることが前提となるが、その際に質保証の理念や目的というものについて、質保証をめぐる議論についても考えることが重要である。それを組み立てながら、それぞれの大学、教職員レベルまで質保証の考え方を浸透させていくという視点が重要である。
- 質保証に関する法令的な部分と、システムや仕組みの部分と、大学の現場で取り組む部分、それぞれについて認識しながら議論することが必要である。
- Society 5.0 のニューノーマルを見据えた新しい大学像、大学教育の在り方という視点は非常に重要である。
- 教育のオンライン化により大学の在り方を大きく問い直す状況になっているが、短期的な視点のみならず長期的な視点で大学の教育研究の質を高めることを考えていくべきではないか。
- 21 世紀の大学が目指すべきものは、地球社会がどうあるべきなのかということを考える、文理を複眼的にとらえて考えるという、そのような大学を目指すべきではないか。
- 大学進学率が 50% を超えており、いわゆるユニバーサル段階、大学の大衆化が進んでいること、昔のようなエリート段階から大学の役割が変化しているということも考える必要があるのではないか。
- 今後、18 歳人口が更に減少していき、2040 年には約 88 万人にまで減少することが予想されており、その時に大学の質がこれまでと同じように担保、保証されていくのかということが課題になるのではないか。
- 入学時のいわゆる偏差値による質保証から、卒業時の多元的な成果ということが求められていくべきではないか。
- 大学も多様であるが、短期大学は地方に多く存在し、コミュニティカレッジとして地域の文化・教育を担っている。そういう点で、地域社会と大学という観点にも配慮していただきたい。

2. 質保証の仕組み

(1) 総論・バランス

- 大学分科会が策定した「教学マネジメント指針」に挙げたようなことが、しっかりと行われる教育体制となるような設置基準、あるいは認証評価の基準について考えていくことが必要ではないか。
- 学生数や教員数、施設の面積・設備といった外形的な基準により大学教育の質保証を行うという考え方から、2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申にあるような、学生が何を身に付けたのか、何ができるようになったのかという学修成果による質保証へと変わっていくべきではないか。
- 大学の質保証システムが自主的に機能するためには、時間の劣化を防止・回復することが最大の出発点であり、同一期間内に学生が履修する科目数を半分に減らすことが根本的に重要なことである。
- 事前規制から事後チェックという大きな移行をしてきた中で、設置基準の大綱化・準則化、届出制の導入など自由度を増す一方で、自己点検・評価、情報公表の義務化、認証評価制度の導入など、緩和と強化が並行して取り入れられてきた。これにより、社会の変化に柔軟に対応できる大学の多様化は進んできた。一方で、大学がどんどん増加し、中には非常に意識の低い大学も参入していると言わざるを得ない状況であり、当初、劣悪大学は自然淘汰されるという市場原理が考えられていたが、これが十分に機能していないのではないか。
- 設置認可、設置計画履行状況調査（アフターケア）、認証評価それぞれの段階で厳しい判断を行うことには限界があり、基本的には大学の自己責任で情報公表をもっと共通化、義務化してく方向が考えられるのではないか。
- 質保証の議論において、がんばる大学の自由度を上げるべきという性善説と、低迷する大学に視点を置いてもっと厳しくするべき、厳しく規制すべきという性悪説の観点が混在しているのではないか。多くの大学は自己改革を行っており、そのような大学を全て含めて、性悪説に立って規制強化していく流れにならないように留意すべきである。
- 大学の質保証を考える上で、教育研究活動を担う教員の活動そのものが非常に重要であるが、質保証に関する教員側の負担感は増大しており、教員の活動がパンク状態になっていることが懸念される。
- 質保証の仕組みについて、それぞれの目的について再確認した上で、それに

合わせた質保証システム、その方法というものを検討するべきである。

- 質保証システムを機能させるためには、設置認可審査にせよ、認証評価にせよ、何のためにこのような取組を行っているのか、その目的や意味づけについて大学関係者で共有し、一人ひとりが共通理解を図ることが必要ではないか。
- 大学の質保証というものは、それぞれの大学及び教職員の問題であるということが基本であると考えている。質保証の仕組みの目的や効果について、大学の中あるいは教職員の中で共通の意識を持つことが非常に重要である。
- 設置基準について一律の最低限の質を保証するためのものであるということは理解しているが、大学の機能分化も進んできており、一律の質保証システムというものが、それぞれの大学が目指す役割の質を保証できているのかという点が問題ではないか。
- 社会の変化と大学の変化のスピード感に齟齬があることはどうしても否めない。その背景に設置基準を柱とする質保証システムがあり、アフターケアを含めると計画から6～7年くらいかけて完成することになる。大学が社会に臨機応変に対応していくことができる環境を整備することは重要であるが、一方で学生の学びを守るために最低限の質を保証することとのバランスの分岐点をどのように考えるのか悩ましい。

(2) 設置基準

(施設等)

- 設置基準は古い部分が出てきていると考えており、どこが現代に合わないのかをしっかりと見通して議論していくことが必要である。例えば、ICTなど情報通信技術が進む中で、校地・校舎の考え方が昔の基準のままで良いのかといった議論が必要ではないか。
- 設置基準は、高等教育機関として必要となる基本的な質保証の仕組みであり、設置認可がなされた後も定期的にチェックを受けることが必要である。Society 5.0を見据えて、今後必要となる施設や設備を検討していくことになると思うが、基本となる施設・設備を担保する必要性というものを感じている。
- 施設については、例えば多様な学生に対する配慮など、配慮を必要とする学生に対する施設面での在り方についても設置基準上で考えることができないか。

(単位)

- 非常に重要な問題として単位についても考える必要があるのではないか。単位には国際標準というものがあり、その国際標準の中で単位の在り方をどのように考えていくのか。

(教育課程)

- 設置基準の改正により、学部を越えた教育プログラムでの学位認定が認められているが、その教育プログラムの3つのポリシーはどうなっているのか、学部を越えた学位のディプロマポリシーとは何なのかということ、設置基準上の様々な配慮を含めて考えた方がよいのではないか。

(専任教員)

- 設置基準に教員の年齢構成への配慮については規定されているが、男女教員比については規定されていない。女性教員を増やしていこうという大学もある中で、女性教員の採用枠を増加していくというような方法を考えると、設置基準上に触れなくてもよいのかという問題意識を持っている。

(3) 設置認可審査

- 大学の役割は、教育・研究・社会貢献であるが、設置認可審査において、研究の問題ということが教員審査以外では議論されていないことが課題であると考えている。学問体系の妥当性において、大学がどのように研究を捉えて学部なり研究科なりを設置しているのかを明確にしておくことが必要ではないか。
- 大学教育のオンライン化によるメリットとして、海外大学との教育連携がより一層推進されることが期待される。海外大学とのジョイントディグリーなどの設置認可についてはもう少し緩和し、実施しやすい制度にしてはどうか。
- 事前規制を緩和して事後チェックという流れは、確かに教育研究の多様化という面ではメリットがあったと思われる。しかしながら、18歳人口の減少の中で大学は増加しているが、大学の新陳代謝は起きていない。学生にとっても安定的な運営が不可欠であり、地域ニーズや将来的な見通しについては、事前規制の中で重点的に確認していく必要があるのではないか。

(4) 内部質保証

- これまでも、各大学では大学IRをはじめ、自己点検・評価などでかなりのエ

エネルギーを注いで取り組んでいる。今後、オンライン授業という形で日常的な場面での質保証、FDを通じた質向上につながることを期待される。

- 学修成果の質保証に関して、もう少し外部の視点を入れることができないかと考えている。オーストラリアでは、卒業論文相当のレポートを複数の大学間でチェックし合い、そのレベルを確認するという質保証の事例がある。日本においても、大学間あるいは社会との間で学生の学修成果を確認するような仕組みができないかと考えている。
- 内部質保証は3つのポリシーに基づき、学修成果を中心に据えた内部質保証ということになると考えている。大学執行部は理解しているかもしれないが、教員レベルでは、例えばルーブリックを作成せよといった指示に従い形式的に対応することにとどまっているのではないか。大学の中で内部質保証の目的は何なのか、認証評価のために行うものではなく、大学が自らの質の改善・向上のために行うものだという理解を浸透させることが重要である。そういう点で内部質保証を育てていくという考え方も大切である。
- 教育の質保証の中心となるのは、学修者の視点ないしは立場であり、学生がいかに成長していくのかを考えることが高等教育の基本であると考え。学修成果を評価・可視化することは難しいが、学生というものを大学の重要な構成員として捉えて、それが内部質保証の中に組み込んでいくことも重要ではないか。

(5) 認証評価

- 大学が自ら質向上を図る観点から、大学側が自ら立ち上げた団体から始まったシステムであり、その後、認証評価として制度化されたものである。質保証の仕組みとしてア kredィテーションは国際通用性が非常に高く、認証評価の在り方について議論することが必要である。
- 認証評価に関しては、大学の改善・向上に資するという視点で考えていくことが重要である。
- 認証評価は、第3サイクルから内部質保証を重視する形に転換しており、今はそれをモニタリングするべきと考えている。ほとんどの大学が内部質保証のシステムを十分に機能しているとは言えず、内部質保証重視の認証評価を、実際にどのように進めていくのか、それによって大学の内部質保証にどのような効果を及ぼしているのかをモニタリングしていくことが必要である。
- 認証評価において内部質保証重視となったが、認証評価機関ごとに何ができ

てれば内部質保証ができているのかということに関して、ある程度差があるのではないかと。認証評価機関が、内部質保証の考え方について、どの程度足並みを揃えることができるのかについても検討が必要ではないかと。

- 評価結果の内容として継続的な観点から大きく変わらない部分については、次回の評価を簡素化するなど、全体としてバランスを取りながら評価において重点を置く内容について考えてはどうか。
- 将来的には、例えば、内部質保証がしっかりとできている大学については、極めて簡素な認証評価にして、認証評価の手続き等の負担を減らす一方で、できていない大学については、しっかりと認証評価を行うというメリハリをつけることが考えられるのではないかと。
- 認証評価は非常に重要なものであるが、その実施に当たっては効率化、重点化ということも考えられる。
- 認証評価に関して、いかに評価の内容や方法を大学現場が行いやすように簡素化、あるいは重点化していくのかということも必要である。制度の枠組みを作ることで、大学現場にとって非常に大きな影響を与え、厳密に守りすぎていたり、形式的なことに労力がかかり、それが現場の疲弊感になっているのではないかと。
- 認証評価の現場では、いわゆる適合グレーゾーンの大学というのにも出てくることから、そのような大学については、国において厳格に確認を行うことが必要ではないかと。例えば、認証評価のアフターケアのような形で、国が指導していく仕組みが考えられないかと。
- 大学は非常に多大な労力をかけて自己点検・評価を実施し、認証評価を受けていると思われるが、一般社会から見ると、認証評価ということが何なのか全くわからないということになる。認証評価で何を保証しているのか、認証評価機関ごとに違いはあるにせよ、一般社会からも理解される分かりやすいものにしていくことが必要である。
- 認証評価機関では適合・不適合を認定することになるが、より分かりやすく、ホームページ等で認証評価に関する情報を発信してはどうか。例えば、認証評価の結果や適合・不適合の大学のリストが見られるとかも考えられないかと。

(6) 情報公表の促進

- 基本的には大学の情報公表について、内容の共通化、公表の義務化を行うべ

きであるが、大学ポートレートは国公立大学と私立大学で媒体が分かれており、現状のシステムでは機能しているとは言い難い。

- 情報公表に関して、大学によって対応にバラつきがあり、学生はもちろん、地域社会に対しても情報発信を一層充実させていく余地というか、必要性があるのではないか。
- 大学の外から見た場合に、大学の情報公開が進んでいないのではないか、あるいは大学としては情報公開しているつもりであるが、非常に分かりづらいとか、他大学・他学部と比較検討することができないとか、そのようなことが指摘されている。
- 三つのポリシーが大学の外から見て分かりやすいものであるか、高校でもアドミッションポリシーを見るように指導されているが、そうした比較検討ができる環境にはなっていない。大学ポートレートも作られているが、まだまだ浸透しておらず、高校の現場ではほとんど知られていないし、見られていないのが実態である。大学ポートレートについては情報の信頼性という観点からも大学任せにしておくのがよいかを含めて、その在り方を考えるべきである。
- 大学に関する情報を広く社会に提供することは重要であるが、グランドデザイン答申では情報を比較できるように一覧化するという内容も提言されており、大学現場にとっても良い影響を与える情報公表の在り方についても考えなければならない。
- 情報公表に関して、学修成果の可視化が重要視されている。その重要性は理解できるが、学修成果の評価というものが発展途上の段階であり、過度な形で学修成果、その効果のみが重視されることのないよう留意することが必要ではないか。

3. 定員管理の在り方

- 入学定員の問題は、大学全体で見た方がよいのか、学部・学科の組織単位で見えていくのか、学問の大きな流れ、あるいは社会のニーズに沿った形の定員管理の在り方を考えていくことが必要である。
- 大学間や学部間での流動性や、厳格な成績評価を進める上で、定員がハードルになっているという声も聞かれ、そのような課題を改善する方向も踏まえて定員の在り方を考えてはどうか。

- 学部中心な縦割りの大学から、学部を越えた横断的な大学へと変化しているとする中で、現在の学部中心の入学定員の管理から、学部を越えた大学全体を対象とした定員管理へと移行していく必要があるのではないかと。
- 定員管理は、学部単位ではなく大学単位で行うべきではないかと考えている。定員管理は大学の経営戦略の一部でもあり、文理融合など学部を越えた多様な教育プログラムが増えている中で、大学全体で管理していくことの方がよいのではないかと。
- 設置基準を緩和するときには大事なことは、基準になくとも大学自らがしっかりと対応していることを証明することが重要である。仮に定員管理が大学全体になった場合に、それぞれの教育プログラムで学生に対して教員の数が揃っているのかについて、認証評価で確認するにも限界があり、大学自らが最低限の質保証として担保し、それを公表・証明できることできなければ安易な方向に流れるのではないかと懸念している。
- 設置基準はいろいろな改正が行われきたが、考えられた当時とは大学の在り方、進学率も大きく異なっている。これからの時代の大学を考えた上で、新しい設置基準を考えていくことが必要である。例えば、教員と学生の比率（S T比）をどうするのか、1年次、3・4年次のどの段階で保証するのかについて考えることが必要である。
- 従来の大教室の授業が見直されて、遠隔授業と対面授業との効果的なハイブリッド授業になっていく可能性もあるが、学生との対面授業を確保して質を高めていくことが一層必要であり、一定の定員管理とか、S T比の維持・向上というものは考えていくべきではないかと。
- 入学定員の超過については、ここ数年、大学の現場においても混乱が生じており、その運用については見直す必要があると考える。
- 23区の定員規制については、内閣府が所管するものであるが、定員管理の在り方を考える上で、当該規制がどのような効果・影響を及ぼしているのかについても検証することが必要ではないかと。

4. 授業関係

(オンライン教育)

- コロナの影響により、日本の大学においても否応なしにオンライン授業が進んでいるが、まだまだ未熟な部分が多く、オンライン授業の質保証について考えていくことが重要である。

- オンライン教育を活用することで、遠隔授業と対面授業のハイブリッド型教育により、全体として大学教育システムの質を高め、さらに教育の質を保証するという好循環が期待される。
- オンライン授業が大学の質保証の中心的な役割を果たすものになるのではないか。授業の見える化により、反転学習の充実、受験生などへの発信が可能となるほか、教員相互にそれぞれの授業を見ることができるようになり、教員相互の連携強化、FD活動の一環にもなるのではないか。
- 設置基準上、60単位までを遠隔授業で認められているが、今後のオンライン教育の進展を見据えると、遠隔授業の定義を含めて、設置基準上の限定について、どのように考えていくのか検討が必要である。
- オンライン教育に変わることで、学修成果の水準が低下していないか、学生の満足度が低下していないかという点や、学生に対して遠隔授業と対面授業の割合を事前に示すことの重要性については、質保証の観点からも検討が必要ではないか。
- オンライン教育は非常に有効に機能すると考えるが、大学間の学事歴や時間割がバラバラであると双方向型の授業を行うことはできない。この時間のマネジメントが重要であり、国際標準化していくにしても、この時間の問題を新しい教育の仕組みの中でどのように考えていくのか。

(授業内容・方法等)

- 文理を複眼的にとらえていく際に重要なことは、メジャー・マイナーとか、ダブルメジャーとか、大学教育の中で複線的な学びの仕組みを可能にしていくというビジョンも必要になるのではないか。
- 教育の質保証を行うためには、細切れの授業科目を多く薄く学ぶという体制から、深く学ぶという体制に大学教育を変えていくことが最も重要なことである。
- 大学全入時代に大学を一つの概念で語ることは難しいが、ユニバーサル化した大学の分野を問わず、様々な学生が共通して、何故か、何のためかという考える力を養うことが重要であり、大学においてクリティカルシンキングに関する教育が必要不可欠であると考えている。国が大学の教育内容に介入することは疑問であるが、このようなクリティカルシンキングの教育を必修化するというようなガイドラインや一定の指針がないと大学全体の改革にはつながらないのではないかと考えている。

- 授業の実施場所について、例えば、社会人を対象としたリカレント教育などについては、企業の研修施設などを活用するなど、今以上に柔軟な発想で、いろいろな場所で行えるようになる方がよいのではないか。

5. その他

- 「教学マネジメント指針」は、グランドデザイン答申にも掲げられた学修者本位の教育への転換を実現するという大きな目標を果たすために必要な考え方、理念を盛り込んでおり、今後、各大学において具体的に取り組まれることを期待したい。
- 学位の質をどう考えるか。学位の名称、分野という考え方は質保証とも関係しているが、現状、学位の名称が多すぎるのは問題ではないか。学位の国際通用性の観点からも、その在り方について考えることが必要である。
- 大学において国際化を重視いただき、国際標準の教育をしっかりと行っていただきたい。そういう意味では、国際的な基準でもって教育が行われるという意識が必要であり、大学の評価においても国際的な評価を取り入れていくことが考えられる。
- 大学の質保証、評価についての業務を遂行できる人材を育成することも必要になってくるのではないか。
- 質保証を厳格化していくうえで、大学が撤退するプロセスや考え方などについては未整備であり、設置基準などに盛り込むことも必要ではないか。